

令和8年4月1日から始まっています

防災安全課

☎32-8046

FAX 76-5702



# 自転車にも 青切符



それ、もしかしたら違反かも。



ながらスマホ



信号無視



一時不停止



無灯火



## 青切符って何？



▶ **青切符**とは一定の交通違反をした人に対して、警察官が交付する**青色の交通反則告知書**のことです。違反者が反則金を納付することで、刑事手続きを受けることなく、手続きが終了します。

## 対象年齢は？



# 16歳以上

※16歳未満の人には、従来どおり警察官による「指導警告」が行われます。

## まさか、こんな運転していませんか？

- 一時停止をせずに進んでいる
- 傘を差して運転している
- 車がないので信号を無視する
- 道路の右側を運転している
- 夜、ライトをつけずに運転している
- イヤホンで音楽を聴いている
- スマートフォンを見ながら運転している
- 2台以上で並んで運転している



防災安全課 西田主事

## 指導取り締まりの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場での指導警告を行います。ただし、交通事故の原因になるような「悪質・危険な違反」であった時は取り締まり(青切符の交付)を行います。指導取り締まりの基本的な考え方は、青切符の導入後も変わりません。



参考:警察庁

## 自転車は軽車両です

思いやりと譲り合いの気持ちで、安全に利用しましょう。



## 主な違反と反則金を確認!

違反の内容	反則金
 <b>ながら運転</b> <sup>※1</sup> (携帯電話使用など)	12,000円
 <b>信号無視</b>	6,000円
 <b>右側通行</b>	6,000円
 <b>一時不停止</b>	5,000円
 <b>イヤホン・傘差し</b> <sup>※2</sup>	5,000円
 <b>無灯火</b>	5,000円
 <b>並進</b>	3,000円

※1…自転車の取り付けてあっても、携帯電話・スマートフォンを注視することは道路交通法により禁止されています。交通の危険を生じさせていない場合は、取り締まりを受けることはありませんが、注視する行為は危険ですので安全な場所に止まってから使用するようにしましょう。

※2…傘の固定器具を使い、運転者の視野や操作を妨げる場合や、各都道府県の公安委員会が定める積載制限を超える大きさの傘を固定する場合は、違反となる恐れがあります。ただし、この行為だけで直ちに取り締まりを受けることはなく、実際に交通の危険を生じさせたと判断される場合に取り締まりの対象となります。傘差し運転は操作が難しく危険なため、雨の日は傘ではなくレインコートを着用しましょう。  
参考:警察庁

## 特に注意したい

### 3つの違反

以下3つの違反は、重大な事故につながる恐れがあります。必ずルールを守りましょう。

### 1 ながら運転



画面を見るだけでもとても危険です。重大な事故につながるので、絶対にやめましょう。

### 2 信号無視



たとえ周りに車がいなくても、思わぬ事故につながります。必ず守りましょう。

### 3 一時不停止



「止まれ」の標識がある場合は必ず停止を。見通しの悪い交差点はさらに危険です。



# よくある質問にお答えします



迷いやすいポイントを確認して  
安全に走行しましょう



## Q 自転車は必ず車道を走らないといけないの？

- A 自転車は原則として車道通行ですが、次のような場合は歩道を通行することができます。
- ① 道路標識・道路標示で「歩道を通行することができる」とされているとき
  - ② 13歳未満や70歳以上、または一定の身体障害を有する人が運転するとき
  - ③ 車道または交通の状況に応じて、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



## Q 歩道を通行するときのルールは？

- A 歩道通行をするときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げる<sup>さまた</sup>こととなる場合は一時停止しましょう。



## Q 信号機の交差点を渡るときはどれに従うの？

- A 車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。また車両用信号が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。
- ※歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、自転車が車道を通行するときであっても歩行者用信号に従ってください。



## あなたと周囲の大切な人を守るために

豊田警察署 交通課長 阿部 雄一郎さん



自転車は気軽な乗り物ではありますが、車と同じ車両に分類されます。自転車を利用する人が、違反をしないよう安全運転を心掛けることはとても大切なことです。この安全運転は警察に検挙されないことが目的ではありません。交通事故に遭わないこと・起こさないことが一番の目的です。交通事故の当事者になると皆さんの生活に何かしらの影響が出ます。大きな交通事故の当事者となると本人だけではなく、その影響は家族や会社などにも及び、場合によっては人生が大きく変わってしまう恐れもあります。この機会に家庭や学校、企業などで自転車の安全利用・交通事故について話し合い、考えていただけたら幸いです。